

玉島保育所の民営化に伴う第5回三者協議会会議録

1 日 時

平成28年2月20日（土） 午前10時30分から

2 場 所

茨木市立玉島保育所

3 出席者

- ・玉島保育所保護者 26人
- ・社会福祉法人 親和会
理事長 ほか1名
- ・保育幼稚園課
中井課長・瀧川参事・北川保育指導主事・吉岡所長

4 案件

- (1) 延長保育時間及び延長保育料金について
- (2) 合同保育の実施状況について
- (3) その他

5 発言要旨

(市) 少し定刻より早いのですが、皆さん、改めましておはようございます。

本日は朝早くから、また天候の悪い中、三者協議会に出席いただきましてありがとうございます。

それでは、早速ですが、ただいまから第5回三者協議会を開会いたします。

これより議事進行につきましては、三者協議会の議長であります中井保育幼稚園課長にお願いします。

(市) 改めまして、皆さん、おはようございます。

それでは、お配りをさせていただいております会議次第に従いまして進めさせていただきます。

まず案件の1つ目、「延長保育時間及び延長保育料金について」ということをございます。

4月から民営化後の延長保育時間及び延長保育料金につきましては、法人様からご提案をいただきまして保護者会の皆様でアンケートを実施いただいたということになっております。

まず、法人様からの当初のご提案の内容、それから保護者会で実施をしていただきましたアンケート結果、それからアンケート結果を踏まえての再度法人様からのご提案内容、このあたりについて担当のほうからご説明をさせていただきたいと思っております。

なお、アンケート結果を踏まえての法人様のご提案につきましては、担当からの説明の後、法人様からもご説明をいただきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

それでは、まず担当のほうからご説明をさせていただきます。

(市) それでは、まずこれまでの経過から資料に沿って説明をさせていただきます。

まず、資料1をご覧ください。

こちらは以前の三者協議会でお配りいたしましたが、11月の第2回の三者協議会において法人様からご提案をいただいた延長保育時間及び延長保育料金ということになります。

今回、初めての方もおられると思いますので、簡単に説明をさせていただきます。

まず、延長保育時間について、保育短時間認定の方については、現状の公立と同じなのですが、保育標準時間認定の方については、現状の公立の保育標準時間の利用可能時間の朝7時30分から夕方18時30分までの11時間を、朝7時から夕方18時までに変更するというご提案でございました。このご提案によりまして、現在、朝7時から7時30分までの延長保育料金については、この時間帯が標準時間に組み入れられることによってなくなると。また、夕方の延長保育時間については、現状の18時30分から30分早くなって18時からとなります。

ただ、現状公立保育所の夕方の延長保育時間が18時30分からということをご考慮いただき、延長保育料金については18時30分から徴収とさせていただくということで、延長保育料金の設定についても現行の公立の30分300円ではなく、利用される方の利便性などを考えていただき、短時間認定も含めて10分100円とすることをご提案をいただいたものでございます。

このご提案について、前回の三者協議会まで保護者の皆さまから様々なご質問をいただいて、その取り扱いについて1月13日から保護者会さんのほうで保護者の皆さまを対象にアンケートを実施していただいたというものでございます。

アンケートにつきましては、法人様にお渡しさせていただいたのですが、私ども市のほうでも拝見させていただいて、その結果を資料にまとめていますので、アンケートの文書につきましては、お手元の資料の最後につけていますので、また、ご覧いただきたいと思っております。

それでは、結果のほうの説明に入らせていただきますので、資料2をご覧ください。

「延長保育時間・料金についてのアンケート結果」ということで、まず1、アンケート結果としまして、それぞれの選択肢に対して、現在、延長保育の利用者と、今は利用されていない未利用者に分けて、それぞれの選択肢に対する選択数と、それぞれの合計を集計させていただきました。

なお、今回実施していただいたアンケートにつきましては、現在、延長保育料を利用されている方が34世帯、それから今は利用されていないという方が16世帯の計50世帯の皆さまから回答をいただいております。

それぞれの結果を順番に見ていきますと、まず、現状維持を選択された利用者の方の数が9、それから未利用者の方の数が8、合計が17。

それから、次に法人様からご提示いただいた案に賛成を選択された利用者の方が6、それから未利用者の方が2ということで、合計が8。

次に、延長保育の時間は法人様のご提案どおりで、料金は現行の30分300円という選択肢を選択された方は、利用者、未利用者ともにおられませんでした。

次に、時間は現状維持で、延長保育料金については、法人様のご提案いただいたとおり10分100円を選択された利用者の方が19、それから未利用者の方が6ということで、合計25という結果が出ています。

次に、2としまして、回答者の意見ということで、それぞれの選択肢を選択いただいた方からいただいたご意見を、延長保育料金を利用されている方、それから利用されていない方に分けてそれぞれ

記載させていただいております。

これはアンケートに書いていただいて、そのままを書かせていただいておりますので表現は少し、色々あると思いますけれども、順番にご紹介させていただきます。

まず、延長保育料金の利用者の方からいただいた意見ということで、現状維持を選択した方のご意見ということです。

1としまして、今現在の18時から18時半の間に保育所にいる子どもの人数を考えると、その間を今後延長されると困るので、7時から7時30分300円、それから18時半から19時、300円でいいと思いますという意見をいただいております。

次に2ということで、5年間は現状維持のはずではないのでしょうか。民営化になる前からこんなことではこの先不安だらけです。もっとちゃんとしてくださいというご意見をいただいております。

これに関しては、5年間現状維持ということで全く公立のまま変えないというわけではなくて、この協定期間中というのは緩やかな民営化ということで、法人と私どもと保護者の皆さまと話し合いをしながら子どもたちの保育環境の急激な変化を考慮しながら、徐々に民間園として運営いただくためにその期間を設けているもので、全く変えないというものではございませんので、その点をご了承いただければと思います。

次に②としまして、法人側の提案に賛成を選択された方のご意見でございます。

1番として、今後、絶対に変えないなど文書等に残すこと、変える場合は保護者の賛成が必要等、ルールを決めるべき。それが無理、変わる可能性が少しでもあるなら現状維持、というような意見をいただいております。

次に1枚めくっていただいて、裏面に入るのですけれども、2番は、延長保育料金がかかる時間が短いのはいいけれど、どのようにチェックするのか。タッチパネル等の話もありましたが、そこが混み合ったときに18時30分より遅れたらということで、カードなら各家に何枚もらえるのか。送り迎えの人が違うときもあるので。ということで、全員チェックが必要なのか、延長の場合のみになるのかきちんと利用しやすいようにしてほしいと。小さい子どもを抱っこして登所の場合や、荷物が多いときなど大変なので、毎日タッチパネルは避けてほしい。

続いて3番ということで、今後、18時から18時30分の間は、料

金が発生しないようになりますよね、朝の料金は取りません、夕方の料金は、現状 18 時 30 分から 19 時、金銭的に法人側が後から料金発生等などとややこしくなるので、ということです。

それから経営的に大丈夫か、そのせいで保育所の質の低下にならないようにしてもらいたい、というようなご意見です。

続いて 4 番ということで、法人側の提案で構わないが、最低でも移行期間の 5 年間は 18 時から 18 時 30 分の延長保育料金は取らないということを約束してほしい。民営化されて 1 年後とかに、取ると言ってきたらなので、というようなご意見もいただいております。

次に③として、時間は現状維持で料金は 10 分 100 円にしてほしいということを選択された方のご意見ということで、1 番から 4 番までということで順番にご紹介をしますと、早出や 18 時までの勤務の職がふえているのに、毎日 18 時からお金を払うようになるのは非常につらいと思う。

次に 2 番としまして、18 時以降の利用が多いので、時間はそのまま料金で 10 分単位のほうが、仕事をして帰ってくることを考えるとそのほうが良いと思う。

3 番として、前回の三者協議で時間の変更には不満でしたが、話し合いの時間も短かったため、意見ができませんでした。今すぐは法人と同じようにはということでしたが、18 時から延長保育料金を取りたいのだなとしか思えてなりません。今のまま 18 時 30 分から延長保育料金になるよう延長時間は現状のままでお願いしたいです。延長時間の変更は絶対に反対です、というような意見をいただいております。

次に 4 番としまして、法人側の提案で賛成ですが、18 時から 18 時 30 分まで料金がいつからかかるのかということが気になります。1 年だけであれば時間は現状維持で 10 分単位で 100 円にしてほしいというところに○をしていただいたのですけれども、○をしたところというところという意見をいただいております。

次に (2) としまして、延長保育の未利用者ということで、今は延長保育を利用されていない方のご意見ということで、それぞれに選択肢を選択された方の意見をご紹介します。

まず 1 番で、現状維持を選択された方のご意見ということで、今は延長をお願いしていないので分かりませんが、10 分 100 円だと延長が少しでいい人は助かるかもしれませぬ、ということで、気持ちの余裕としては 30 分 300 円のほうがいいのかも、とりあえず現状

より悪くならなければ、というご意見です。

続きまして2としまして、法人側の提案になった場合、それは日払いでしょうか、現在、日払い制です、ということで、また、延長時間が18時から19時の場合、仕事をしているので、今でもぎりぎりなのに18時なんて間に合いません、ということで、制服にするとかなのでしたらその分の料金は支払いますが、保育時間（延長）の金額変更（値上げ）はきついです、ということで、支払方法は、また法人さんに確認をする必要があるかと思うのですが。

2番としまして、法人側の提案に賛成を選択された方のご意見を1件いただいておまして、何かを変更するときは必ず書面で分かりやすく説明を法人側にお願い申し上げます、というような意見をいただいております。

次に3番としまして、時間は現状維持で料金は10分単位100円にしてほしいということを選択された方のご意見をご紹介します。

2件いただいておまして、法人側の提案でいつまでなのか、また、すぐ18時からになるのではないかと不安があります、というご意見です。

最後のご意見が、18時から延長ということは、5年後から料金がかかる可能性があると思う、現在は18時から18時30分まではお金がかからないと言っているが、5年後に料金がかかるなら現状のままがややこしくなくてよいと思うというご意見をいただいております。

このアンケートの結果とご意見を参考に4月からの延長保育時間及び延長保育料金について、いま一度法人様のほうからご提案をいただいておりますので、資料3をご覧ください。

こちらが改めてご提案をいただいた内容ということになりまして、改めてご提案をいただいた内容の趣旨等につきましては、後ほど法人様からご説明をいただきますが、当初10分100円の延長保育料金とすることによって利用される方の利便性が向上するのではないかというようなこととお考えをいただいて、ご提案をいただいた。本園のほうでもそうされているということでご提案をいただいたのですが、そのご提案をいただいた延長保育時間の取り扱いについて、18時からとした場合、将来的なことも含めてご質問をたくさんいただいております。ご意見もたくさんいただいておりますので、保護者の皆さまが延長保育時間、保育料金についてご不安を持たれているということで、また、4月から民営化するところですので、今は

まず子どもたちのことを考えて、民営化を進めてほしい、また、進めたいというようなどころもありますし、それと、アンケートの結果、現状維持を望む意見も2番目に多いということでいただいておりますので、また公立を5年間は引き継ぐのではというような意見をいただいておりますことから、延長保育時間、延長保育料金とも4月から公立保育所で実施する内容と同様の取り扱いということにさせていただきたいという提案を改めていただいております。

ご提案の内容につきましては、4月からの公立保育所で実施する内容と同様の取り扱いとなります。これも以前の三者協議会で紹介をさせていただいておりますが、その内容は資料3に示させていただいておりますので、簡単にご説明をさせていただきます。

まず、保育標準時間ということで1番に示させていただいておりますように、現状の7時30分から18時30分までということで、延長保育時間につきましては7時から7時30分までと18時30分から19時までということです。

次に短時間認定、これは法人さんの当初の提案と変わらないのですけれども、8時間の保育利用時間を8時30分から16時30分まで。延長保育時間につきましては、7時から8時30分までと16時30分から19時までということになります。

3番からは、料金と時間帯ということで書かせていただいたのですけれども、これも公立のとおりということで、午前の延長保育料ということで、7時から7時30分までは月額2,500円、日額300円。それからお迎え時間が18時30分から19時の場合は、これも月額2,500円、それから日額300円ということで、4番として、保育短時間認定の場合は、午前は7時から30分刻みで刻みまして、7時から7時30分まで、7時30分から8時まで、8時から8時30分までということで、月額それぞれ7,500円、5,000円、2,500円。日額のほうが900円、600円、300円、300円刻みになっています。午後の延長保育料ということで、16時30分から19時までということで、それも30分ごとに刻みまして、16時30分から17時、17時を過ぎて17時30分まで、17時30分を過ぎて18時まで、18時を過ぎて18時30分まで、18時30分を過ぎて19時までということで、それぞれ月額のほうが2,500円、5,000円、7,500円、1万円、1万2,500円。日額のほうが300円からずっと300円刻みで300円、600円、900円、1,200円、1,500円ということになっています。

短時間認定につきましては、これは常態的に8時半から16時30

分を超えるような勤務があるということでありましたら標準認定に変えることもできますので、その辺につきましては保育幼稚園課に相談いただけたら、対応させていただくということになりますので、よろしく願いいたします。

簡単で、駆け足にはなりましたが、アンケート結果、それから法人様のご提案についての説明は以上になります。

(市) 前回、ご提案させていただいた法人様からの提案内容、これは資料1ということになります。

それから資料2にお示ししているのが、このアンケートの結果、ご意見、色々なご意見をいただきましたので、これをご紹介させていただいて、このご意見と色々なことを鑑みまして、法人様から再提案していただいた内容が資料3ということになります。

一定、こういう形で法人様からご提案いただきましたので、こちらは資料3に係る再提案のご説明のほうをまた改めてお願いしたいと思っております。

(法人) アンケートを読ませていただきまして、私どもが最初に提案させていただいたことは、少し時期尚早だったのかと、少し反省させていただいております。

そこで、この提案は、今回、全て撤収させていただきたいと思っております。そして今までどおり保育時間は午前7時半から午後6時半までとして、延長時間は午前7時から7時半までと、午後6時半から7時までの間を一律300円で、本当に今のままでいかせていただきたいと思っております。

短い間とはいえ混乱させたことは、申し訳ございません。

来年度から短時間認定の方も延長料金がかかるということで、こちらも市と同様にさせていただきたいと思っております。

少しご協力いただきたいところは、現在は、その都度チケットであったり、お金のやりとりをされていると思うのですが、こちらは1カ月単位で、お一人、お一人6時半から7時までの間の方や、午前もあるのですが、1カ月でまとめていただいて、Aさんは、3回なので何百円ということをお知らせして、確認をしていただくという方法にさせていただきたいと思っております。

このご意見を読ませていただいたり、今、子ども子育て支援の法律も、ころころ変わるような情勢も見られていますので、そういう状況も見ながら、そしてまた玉島保育所の実情を私たちが実際に把握して、それから必要に応じて、また協議していくことがあれば、

させていただきたいなと思っております。

以上です。

(市) 担当のほうからの説明と、法人様のほうからご説明をいただきました。

この件につきまして、何かご意見等がございましたら承りたいと思いますがいかがでしょうか。

(保護者) 日払いをしないということなのですが、末締め of 翌末払いですか。

(法 人) 末締めの次の月初払いで。

(保護者) 30日とか31日までの分を月初に。

(法 人) はい。次の月の初めに。

(保護者) 初めに払うということ。

(法 人) はい。

(保護者) それを例えば、たくさん時間、6時半を過ぎてしまって、たくさん回数を重ねて月額 of 基準を超えた場合は月額 of 分だけですか。

(法 人) はい。

(保護者) 分かりました。ありがとうございます。

(保護者) それは、今の所長とは話はついているのですか。

4月からそれを始めて、その管理は〇〇先生が、その仕組みを作っていくのですか。僕たちは何回利用しましたというような管理を、今だったら日払いなのですけれども、それを1か月単位でするのでしたら、その分の管理をしっかりとしてもらわないと、僕たちも、もちろん個人しますけれども、その方法というか、オペレーションは、どういう感じで。

(法 人) 午後6時半以降ですので、来られたら自分で書いていただこうかと思っております。

(保護者) 僕たちが、自分たちでチェックするのですか。

(法 人) はい。もちろん職員もついていますので、誰々が6時35分に来ましたということ自分で書いていただいて。

(市) 今は、午後6時半を過ぎたら、その保護者には、単発的な方には、保育所と保護者と両者同じ時間で来ましたよ、所長がいない場合はその時間がしっかりと確認できるように、ラストに目の前で書いてもらうということをしてもらっているのですが、その書式が、少し変わった形で書くという形になるのですか。

(法 人) そうですね。一覧になりますので。

(市) ですから、同じことは2回書かなくてもよくなると思います。

(市) そうですね。お名前があって横に自己申告で書いていただく。

ただ、自己申告なのですけれども、そこには保育士もおりますので、保育士ながら確認はすると思います。最終的にそれを集約して翌月の初めにご案内を差し上げて、それで間違いがなければという流れですかね。

(法 人) はい。

(保護者) 保育料と一緒に引き落としになるのですか。

(法 人) いえ、延長料金は現金になります。

(保護者) 先月は幾ら延長分がかかっていますというものをもらって、次の月の初めに。

(法 人) 初めに、はい。

(保護者) 何日かは決まっていますか。

(法 人) それは、それぞれご都合もあるかと思いますが、永遠にはお待ちしませんけれども。

(保護者) 初めのほうに直接払う。

(法 人) はい。

(保護者) 保育園で、直接手渡ししで払う。

(法 人) はい。

(市) 一定、日付は一応決められるのですね。

(法 人) はい、そうです。月初めですので、10日までにはいただきたいということはお知らせさせていただきます。

(市) ただ、それぞれの家庭のご事情等もありますので、多少の前後は猶予しますよということですね。

(法 人) うっかりされることもありますので、それはもう。

(市) そのほかに何かございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、4月からの民営化後の延長保育時間、延長料金につきましては、今回ご提案させていただいた内容で進めさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

それでは、案件の2つ目でございます。

既に合同保育のほうは1月からスタートしておりますので、その実施状況につきまして、前回の三者協議会でもご報告をさせていただきましたが、前回からまた1か月ということで、子どもたちの様子も少し変わってきている部分もあるかと思いますが、ご報告をそれぞれ吉岡所長のほうから順番にご説明をさせていただきたいと思っております。

では、お願いします。

(市) 1月の合同保育、週3日を終えて、2月に入って大きな行事、最終の行事、ごっこ遊びも含めて、週4日、今、法人さんに来ていただいています。その中で子どもたちも、名前も覚えつつあり、この先生だったら甘えられるなと思ってふにゃふにゃと甘えに行ったりとかいうような状態も見られるようにはなってきました。

0歳、1歳につきましては担当制というところで法人さんから来られる先生たちも、最初は少し戸惑いもあったみたいなのですが、やはり日を追って保育に入っていく中で、実際に経験して何となく分かりますというようところで、最初はイメージだけだったのが自分の体もついていきながら保育できるような形にはなってきました。その中で分からないことは担任に日誌で聞いてみたりとか、日誌に書かれてある疑問とかは、私がチェックさせてもらって、お昼の時間に法人さんのところへ行って、ここのはこうなのですよとかいう説明もさせていただくのが、2月はできたかと思えます。

それと2月の大きな引き継ぎとしては、保護者の参加行事について、1年間の部分のトータルの説明と、狙いや目的というところ、今、玉島保育所が現時点ですごく大事にしているところと、保護者の方もそれを楽しみにして参加されているという部分は、説明させてもらいました。

それと、来月になりましたら、朝の超早の勤務ですね、7時からの勤務と、ラスト勤務も実際に入っていて、順次引き継ぎさせていただくという形で、今はとりあえず所内の保育状態、ですから大分、子どもさんの名前も覚えられてきているのではないかなというのが私から見た実感です。

それとお昼のときに実際に分からないこととか、これからやっつけなければいけないこととかを法人さんとつぎ合わせまして、これとこれは、次の来られるときに引き継ぎをしようかというような具体の話にも入ってきている現状です。

(市) ありがとうございます。

それでは、重複する部分もあろうかと思えますけれども、法人様のほうからもご報告をお願いしたいと思います。

(法 人) 1月は週3日ということで、松ヶ本認定こども園と末広認定こども園の両方で、9名の職員が入れかわりながら参加させていただきました。

そして2月に入り週4日ということで、今度は1月のメンバーに

加え、また2、3人ずつ増えて、みんなで順次交代して参加させてもらっています。

私は、顔見知りの職員もいますので、ほとんどのことは驚かないのですけれども、自分の園しか知らない職員にしてみれば、見るのと聞くのとではというような、本当に最初に課長さんから文化が違いますのでというようなお話があったかと思うのですけれども、本当に刺激的な感じで、こんなことをされているとかというようなことはお昼の時間に話していて、それで私が説明できるところは、説明しながらやっているのですけれども、回を重ねるごとに、先ほど所長からも話がありましたように、子どもさんのことで、今日は〇〇ちゃんが、こんなふうにしてたよとかいうような名前を挙げながらの交流をしたりとかもしながら、4月からこういうふうに組み立てていきたいというような具体的な話をしながら、少しずつ方向性も見てきているかなと、自分の立ち位置も分かってきているかなということで、あとは、まず入園式のときに保護者の方に参加していただく行事、そして、今、所長もおっしゃったように、どういうふうに大事にしてきたのかということも伺いましたので、それであとは日程を自分たちで、今、調整しているところで、また4月にはお渡しできるかなと思っています。そこで本当にみんな見て、感じて自分たちのものにしていきたいなということでは園では話をしているところです。

3月になったら毎日になるのですけれども、14、15人の職員がやはり入れかわり立ちかわりになるので、吉岡先生と話をさせていただいているのは、このクラスですということもなかなかちょっと決めにくいところもあるのですけれども、幼児を持っていただきますとか、乳児ですということは見えてきているので、それできちんと具体的な引き継ぎはさせていただけるのではないかなと思っています。

(市) ありがとうございます。

ただいま、それぞれご報告をさせていただきましたが、この件につきまして何かご質問とかご意見とかございませんでしょうか。

(法人) 看護師につきましては、2月まで他園で勤務しているということとは前々からお話させていただいているのですけれども、23日にやっと1日時間がとれたということで、来ていただくことになっております。

また3月になりましたら、私たちと一緒に毎日来てもらうことに

なっておりますので、ゆっくり、じっくり丁寧に引き継ぎはしてもらえるかなと思っております。

栄養士も25日に市のほうで、今、献立はこのように立てているとか市が行っている今の形をまず引き継ぎまして、それから来月になりましたら、おいおい来てもらうようにしてもらっています。そしてこちらの調理の方から、この日の調理はぜひ伝えたいという日を挙げていただいていますので、それには絶対に来てもらえるように、また私どもで栄養士と日程調整、時間調整はしていきたいという話は進んでおります。

(市) 今、看護師さんと栄養士さんの件もご報告をいただきました。この件も合わせて何かございましたら承りたいと思いますがいかがでしょうか。

(保護者) 現在、保育所に朝夕の先生が入っておられると思うのですが、次はどうなるのですか。

(市) 日勤の先生以外に朝と夕方と専属で、時間で来てもらっている先生のごことはどうなるのですかということですね。

(保護者) はい。

(法人) 今の人数どおりとはいかないかもしれませんが、朝の固定の先生と夕方の固定の先生は配属するようしておりますし、現在、ここでやっていただいている先生も残っていただけるということを伺っていますので、松ヶ本の民営化のときも、朝の先生が残っていただきました。そうしましたら、保護者の方が正職だとシフトがあるから毎日同じ顔という訳ではないですよ、ですからあの先生がいてくれたから安心しましたということをおっしゃって、私たちは正職よりもという気もしたのですけれども、本当に保護者の方や子どもさん、特に小さな子どもさんにとっては、見慣れた顔があるということは、本当に心強いことだということをお聞かせいただいておりますので、今回もありがたいと思っております。

(市) そのほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

では、それでは次の案件、3つ目ということになります。

「その他」ということで、今回のご説明させていただいた内容、それからこれまでの案件で不明に思われる点、ご意見等がございましたら、この機会に承りたいと思っております。

いかがでしょうか。

(保護者) 先ほどの質問なのですけれども、朝と夕方のパートの先生が残る

というのは、市として雇用しているのをどういう形で残られるのですか。

(市) 今は市の臨時職員さんだったりとかということで、市のほうで雇用している形になるのですけれども、法人さんで雇用していただくという形になります。

(保護者) 4月からは親和会さんで雇用という形になるということですか。

(市) はい、そうです。

(保護者) 何名くらい残ってくださる方はいらっしゃるのですか。現時点でわかっているだけでもいいのですけれども、教えてもらえないのですか。

(市) 詳しいお名前については公立の人事異動とかもありますので、3月の下旬になるかと思います。

(法人) 朝は2名の先生と夕方は私たちがシフトでしますし、夕方は新規採用をさせていただいております。

(保護者) 現時点で継続され残ってくださるという方は2名ですか。

(法人) はい。

(保護者) 分かりました。ありがとうございます。

(保護者) 4月からの朝と夕方のパートの先生とかのトータルの人数としては、今より減りますか。人数的には、今とそう変わらないくらいには配置してもらえるのですか。

(法人) 子どもさんの人数に応じて配置はします。それがパートの先生であるか正職がシフトをゆるめながらやっていくかということ、本当にまだお子さんの人数が、どれだけの者が必要かどうかというのが。

(保護者) 子ども的人数に合わせた大人的人数がつく。

(法人) はい。ただ、私も前の民営化のときでも感じたのですけれども、今もすごくたくさん先生の先生がいらっちゃって、5時を過ぎたら入れかわっていらっちゃって、うちの職員も一番驚いているところはそこなのですけれども、先生のお名前が覚えられないと言っているのですけれども、うちの就労時間と市の就労時間と、そしてパートの先生、短時間で来ていただいている先生の時間帯というところでは、多少の違いがありますので、子どもさんの必要に応じた配置はしていきたいと思っておりますので、人数的には変わると思います。

(市) おっしゃっているのは、子どもの歳児に対して何人の保育士ということが決まっていますので、その部分は絶対守ります。守ってもらわないと困りますし、そこは必ず守る。

その対応が、正職でカバーする部分もありますし、公立の場合は細かく時間を分けて、色々な人が入ってきている現状がありますので、そのところが勤務体系も違う中でのシフト組みになるので、絶対の総数としては若干減る可能性はあります。

ただ、その対数に対する保育士の数ということでいえば充足は必ずしてもらいますので、そのところをご安心いただきたいと思います。

それから、公立の場合は、その人数に対して細かくこの時間帯はAさんが入って、この時間帯はまたBさんが入ってとか細かく分かれているので、ここからここまでの時間で何人の保育士といったときに、個人の数を数えると非常にたくさんの人数が、逆に言えばよく入れかわっているという状況になっています。それが民間園さんのシフトをもとにして、そこにいる子どもさんのお預かりする人数に対する保育士を正職で賄う部分が、おそらく増えてくると思いますので、子どもに対する保育士数は確保されていますけれども、そこに一定の期間を切り上げた保育士の1人当たり何人という数はもっと圧縮される可能性は出てくるかと思います。

(市) パートさんは、私たちもいつも年度末に次年度に向けて登降所調べをいつも3月くらいにお渡しして、事前にいつまで保育が必要なのかという必要量と、子どもの人数を課のほうに出して、パートさん配置をしてもらっていたのです。

ですので、今年度については、いつも3月に入ってから出していたのですけれども、2月末くらいに継続の方については登降所調べを先に出してもらって、事前に何時にどれくらい残る、それと新規さんも、2月23日に一斉面接をされるので、そこでも登降所を書きいただくということなので、それを合わせて、どれだけの保育士配置が要るのかという部分を早く把握できるような形にはもっていきたいと思っています。

(保護者) 今も朝夕の先生たちの人数は多いという訳ではないのですね。今、利用している子どもたちに対して、今の人数が普通だと考えていいということですね。

(市) 登降所調べで配置しているので。

(保護者) 分かりました。

(市) ただ、今の人数と来年度の人数がどうかということは、多少なりとも保護者様の勤務時間が若干に変わっていたりだとか、新規さんの乳児さんの、0歳の朝夕の使う日数によっては、人数の変動はあ

るかと思えますけれども。

(保護者) 今、来られているパートの先生とかにも、法人さんのほうから雇用の説明とかはもう終わっているではないですか。

(法人) はい。

(保護者) それを終えて2名の先生が残られたということですね。

(法人) 午前はということです。

(保護者) 午前はということで。

(法人) はい。

(保護者) 保育もいらっしゃるのですか、パートの先生。

(法人) はい、若干名。すみません、おいおい分かるかと思えますので、もうしばらくお待ちください。

(市) そのほかに何かございませんでしょうか。
よろしいですか。

(保護者) 今度の個人懇談のお知らせを、昨日、いただいて帰ってきたのですけれど、懇談をしてくださる先生というのは、保育にかかわられる先生も一緒にお話は。

(法人) はい。そう考えております。

(保護者) では、日によって話される先生は変わりますか。

(法人) はい、変わります。

(保護者) その先生と園長先生なり、どなたかと。

(法人) はい。2人と保護者の方とでさせていただきたいと思っております。

(保護者) 現状、今の子ども様子を合同保育で見てくださっている先生とお話ができるということですね。

(法人) はい。

(市) 少しこちらのほうから、3月の個人懇談について、一定ご説明をさせてもらいたい。

(市) 先に説明をさせていただくというか、お礼を申し上げるべきところをご質問をいただいたので後になってしまったのですけれども、ご質問の中でおっしゃっていただいたように、昨日、3月の個人懇談についてということで、日程のご連絡を一定差し上げて、通知のほうと、それから該当される方の連絡帳には案内を貼っていただいたという形になります。

当初、3月からということで日程のほうをお知らせしていたのですけれども、希望される方が15名ということで、たくさんのかたに希望をいただいたということと、それから保育所の行事などもあり

ますので、日程の調整を法人さんと所長でしていただいて、前倒し
というか、早めに始めようということで、2月24日から3月26日
くらいまでだと思えるのですけれども、ということで日程を調整させ
ていただいております。

その中で先ほど〇〇先生からもありましたように、日ごろ、合同
保育で見ていただいている歳児のところ、幼児であるとか乳児であ
るとかというところを配慮していただいて、法人の先生と、それか
ら園長と保護者の皆さままで、懇談をしていただくということなので
すが、後半のほうの日程に関しては、こちらで保護者さんの希望を
配慮させていただく形で決めさせていただいたということになります
ので、もしご都合がつかないということがありましたら吉岡所長
でも〇〇先生でも結構ですので、ご相談いただいたら再度調整をさ
せていただくということになりますのでよろしくお願いします。

どうも提出いただきましてありがとうございました。

(市) それでは、以上で本日の案件は全て終了いたしました。

それでは、本日の三者協議会を閉会させていただきます。

なお、次回の三者協議会ですけれども、3月12日ということで予
定をお願いしたいと思っております。

それでは、本日はお足元の悪い中、多数の方にご参加いただきま
して本当にありがとうございました。

これにて終了させていただきます。ありがとうございました。

(保護者) すみません、担任の先生が決まるのは、保護者側に発表があるの
は4月の入園式の日まで担任の先生は分からないままですか。

(市) 先ほど少し申し上げたように、公立で今臨時職員をしていただい
ている先生も含めて、法人さんで再雇用いただく形になる先生も含
めての発表ということになるので、公立の人事が分かるのが20日過
ぎくらいになるので、それとあわせたタイミングで掲示をさせてい
ただくような形でお願いしようと思っておりますので、正式には3月
中には分かります。

(市) 保護者の方の関心事の1つでありますよね。次、担任がどうなる
かということは。法人様のほうは法人様のほうで、この園だけでは
なくて全体の中での人事異動を考えていかななくてはいけないので、
そのことの兼ね合いもありますので、できるだけ早い段階でこの説
明、ご紹介をできるような形にはさせていただきたいと思っていま
すけれども、一定、人事のことでもございますので、そのあたりはご理
解をいただきたいと思います。

(法 人) 3月19日が両園、こちらも含めて全部、卒園式なのです。市の考えもありますし、理事長も含めて、やはり19日までは少なくとも、もちろん私たちがこちらに来たり残ったりしている中でも、うちの職場でも、私は言われていないわ、というようなことで、確かに職員の中にも色々さざ波が立っておるのですけれども、色々な事情もありますということを職場で伝えているのですが、19日まではしっかりと、今の足元をきちんとしましょうということを職員にも話していますので、19日まではうちの中でも人事異動の発表は、もうそれこそ理事長には、しないでほしいというくらいに言っています。

ですから、早い時期といっても、20日過ぎになりますので、できるだけ早く、メンバーが決まりましたということはお知らせしたいとは思っておりますが、あと10日ほどしかないという時期になりますので。

公立でも4月1日しか担任は発表しないと思うのですけれども。

(市) 公立は1日とは限っていません。お部屋の引っ越しとか、保育内容のところもありますので、やはり保護者の方がすごくそわそわされるので、もう決まっているのだったらという段階で、ある程度の時期には、3月の後半ですけれども、その担任発表は。

昨年度も早くしたと思います。

(市) 二十何日ですよ。

(市) そうです。担任の発表はね。

(市) 私ども公立も内示というものがあまして、どの先生がどの保育所に異動になるよとかいう内示があって、それ以降の発表ということになるかと思っておりますので、先ほど申し上げたように公立から法人さんに行かれる臨時職員の方もおられますので、その方についても含めて全部の担任の発表ということになりますと、やはり20日過ぎの、できるだけ早い段階でという形を考えておりますので。

31日とか1日にいきなり貼り出しということはありませんので、それより前にはということ考えていますので。

(市) よろしく願いいたします。

(保護者) 今、合同保育で結構先生の数が増えていると思うのですけれども、その先生方は来るからということでこちらに来られているのですよね。

(法 人) 一応そのつもりではしておりますが、微調整はあるやも。済みませんけれども。

(保護者) 最初にそんなにたくさん先生が来ると言われていましたか。ロー

テーションでは聞いていたのですけれども、何か子どもたちも新しい先生がと色々言っていたので。

(法 人) ここが一番大きな園になります、私どもの保育園でも。それとやはり新しいところなので、そこそこの職員は配置したいと思っておりますので。

(市) 本園が2園あって、松ヶ本と末広とあって、こちらもということになって、こちらは大きな保育所ですので、人数も要るということで、先生の配置をいただいているのですけれども、法人さんの行事などがあるときは、前もって分かっているときは、ローテーションで、ほかの先生に来てもらったらということもあって、少し多くなっていることと、法人さんのお考えの中で、もちろん子どもたちに混乱を来すようなことはしてはいけないというところをご理解いただいているし、こちらもそういう認識を持っているし、そういう形で合同保育を進めさせているのですけれども、やはりもしも来る可能性があったときに、民営化してか始めて来るという形ではなくて、ある程度、玉島保育所での経験というものを持った上で来たほうがスムーズに4月以降、運営できるのではないかというような思いを持たれていまして、少し多くなっていて、少し多くなると、調整してくださいということで、ある程度の調整は、こちらでさせていただいているのですけれども、少しばたばたとしているところはあるのかと思いますけれども、法人さんの思いもありますので、こちらとしても4月にいきなり何も経験のない先生が多く来られるよりは、何らかの雰囲気を知っていただいて来ていただいたほうがということで、法人さんの意図をくんでいるところもありますので。

(法 人) 実は、私どもの法人からこちらへ異動させるにしても、皆さんにしたらやはり経験豊かな人かどうかということが一番関心事だと思うのです。余り保育をしていない先生が多いところでマルというようなご意見もあるだろうと思うので、できるだけ子育ての経験がある、そして園での保育の経験もある、そういう人をできるだけたくさん配置したいというのが、私どもの姿勢です。

そういうことで、微調整ということは、少し職員の中で、そうした豊かな経験のある人、あるいは子育て経験の豊かな人、そういう人を配置するとしたら、こうしたほうがいいかな、ああしたらいいかなという、色々なケースを考えてやっていますので、少し、そういう微調整をしたいということです。

それともう一つは、短時間保育の人が多いのか、長時間保育の人

が多いのか、やはり、それによって、人手の入れ替わりがあります。そういう微調整がありますので、今、即、ということとはできない。3月20日過ぎと言っているけれども、各園の保護者の勤務の形態によって異動させる、そういうこともあり得ますので、しばらくお時間をいただきたい、そういう趣旨ですのでご理解いただきたいと思えます。

- (市) よろしいでしょうか。
では、これで三者協議会を終了させていただきます。
長時間にわたりましてありがとうございました。
- (市) ありがとうございました。

—了—